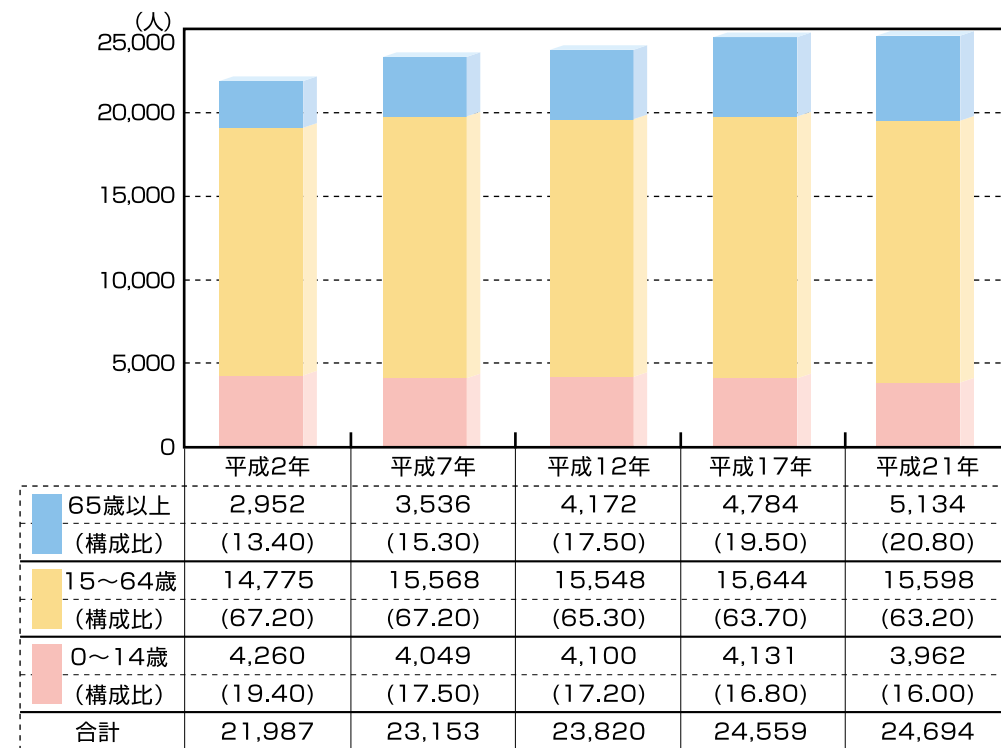


第4章 人口の見通し

第1節 人口の推移

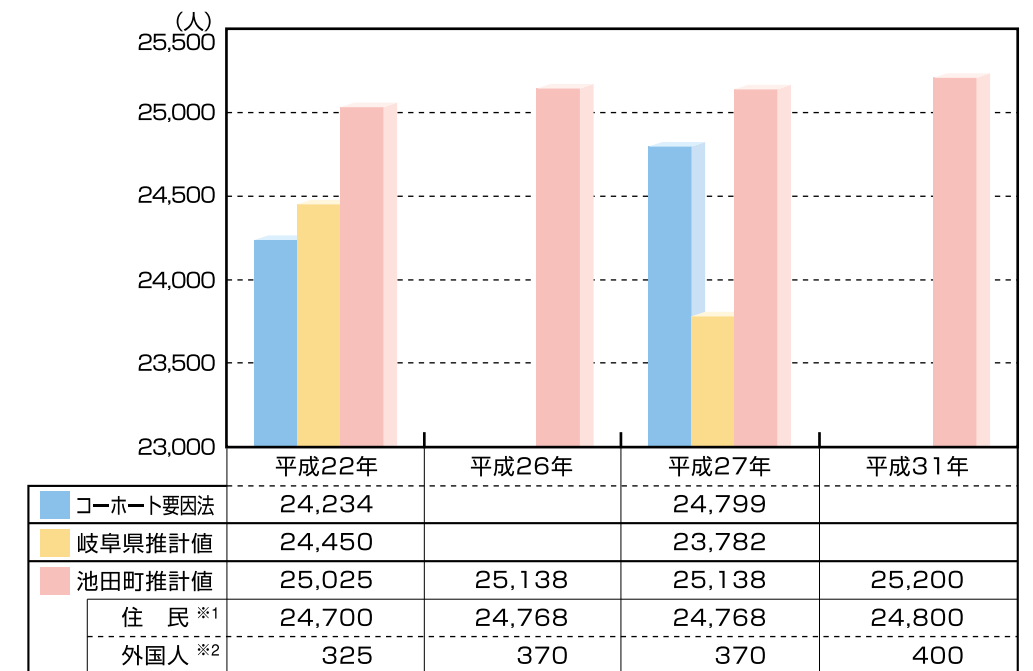
平成13年からの人口の動きをみると、第四次総合計画前期の伸率は、0.009%の212人増加です。後期伸率は、0.006%の154人の計366人となっています。この間、大垣市、神戸町からの若い世代の転入、加えて市橋地区における企業の独身寮建設に伴う増加、民間分譲等があり、他町に比べ順調に推移したものと思われます。また、町が進めている少子化対策を始めとする諸施策と自然に恵まれた背景もあると考えられます。

しかし、これからは、一層人口減少は進むものと思われ、県の見通しにおいても30年後には50万人減り、人口構造も大きく変化するとされています。このため大幅な人口増は見込めず、住みやすいところ、安心して便利なところへの人口移動が出てくるものと考えられます。このようなことから、池田町は住む条件が整っていると考え、教育と医療の充実、環境、企業誘致、温泉を中心とした交流拠点整備を進め、人・物の流入を図る施策を推し進めながら、人口の増加と活力を創造していくことが大切です。



第2節 将来推計人口

第五次総合計画における人口見通しは、減少傾向にあるものの微増とし、前期5年間は伸率0.003%の74人増、後期5年間は伸率0.001%の32人増で、平成31年の池田町の人口は、24,800人とし、その後は緩やかに減少していくものと想定します。更に池田町に住む外国人登録者は、現在325人（ピーク410人）で、併せて25,000人の町としてまちづくりを進めることとし、平成31年度（2019年）の人口を24,800人とし、外国人登録者400人の総人口25,200人と設定します。



■年齢3区分別人口^{※3}

当初設定より、幼少人口（0歳～14歳）は減少が進み、老年人口（65歳以上）は顕著に増加し、少子高齢化が進んでいるが、生産年齢人口（15歳～64歳）は維持しているのが特徴であります。これからも少子高齢化は一層進むと思われますが、人口構造が偏らないようバランスのとれた人口の年齢構成になるよう務めることが大切であります。

このための施策を進め、平成31年（2019年）の幼少人口を3,200人（12.9%）、生産年齢人口を14,700人（59.3%）、老年人口を6,900人（27.8%）と設定します。

※1 住民基本台帳法により、市区町村の区域内に住所を定めている人。

※2 外国人登録法に基づき居住や身分関係が把握されている人。

※3 人口の年齢構成をみるために、幼少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3層に区分。

第5章 将来の目指すべき町政経営の方針と施策の考え方

第1節 人口減少と少子高齢化社会への対応

今、日本は人口減少という経験したことのない状況下に入っています。50年後には1億人以下に、また岐阜県も50万人減少するという予測が出され、逆に高齢化率は25%以上、更には30%を超えるとも言われています。このような中、環境の変化と共に自然が多くあり安全で災害のない、便利な地域での暮らしを求め人口移動が進むものと思われまます。

第五次総合計画期間の平成22年度からの10年間は、人口減少の本格的な局面に入り、地域や社会が大きく変化していきます。その中であって池田町は立地条件、福祉施策の推進により、人口増が続いています、このため平成31年度の人口を24,800人と設定し、人口の流入と住み続け、住んで良かったと感じてもらえるよう、更に諸施策を進めます。

そのため、身近なところに公園があり、子ども、高齢者、地域の人が集い連帯感を生み出す整備、子育てしやすい環境整備、池田山の自然を守り、災害に強い森づくり整備、高齢者が生きがいを持てる環境整備、高齢者が安心して町内の公共施設や医療機関等への移動ができる体制整備と併せ民間事業者による福祉施設の充実等、良好な環境づくりに努めます。

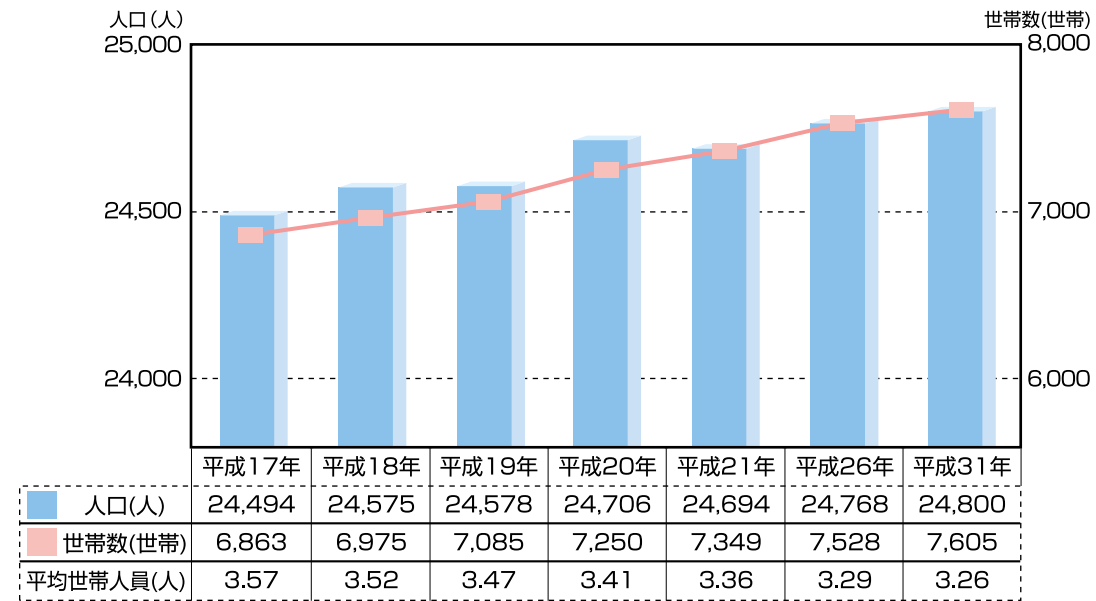
第2節 地方分権・地域主権と住民自治の進展

地方自治の基本は、地方自治法第1条の2第2項にあるように「住民に身近な行政は出来る限り地方公共団体にゆだねることを基本とし国と地方の役割を適切に分析し、地方は制度の制定、施策の実施にあたっては、地方公共団体の自主性、自立性を十分に発揮できるように」と定められています。住民から負託を受け基礎自治体は自らの判断と責任で、地域に合った行政を進めること、又住民も自ら地域のことを考えて行政に参加し、協働のまちづくりを推進することが求められています。

地方分権が一層進められると身近な事業が移譲され、地域のことは責任を持って決定し実施するよう一層求められます。このため池田町における行政改革の推進、政策形成能力の向上、組織力の強化と併せて地域内分権^{※1}型にすることに努め政策決定について、プロセスを明確にし、情報公開に努めます。

地域における防災、子育て支援、老人見守りネットワークなど、町民による参画推進と組織化の促進、NPO^{※2}など行政、町民、団体との協働のまちづくりを進めます。

■ 1世帯当たりの人口 (4月1日現在)^{※1}



※1 平成21年の池田町人口は4月1日現在。平成31年の人口は、コーホート推計値27年～32年の減少値(一定割合)での数値を採用。

※1 地域でしか解決できない、あるいは地域で取り組んだ方がより良い方向に進むと思われる課題・事業に関して、地域の責任において自主的・主体的に実施していくために、必要な権限と財源を移譲する考え方。

※2 「非営利団体」や「非営利組織」と訳され、利益を分配せず、福祉や環境や国際協力など様々な社会的課題に、市民が自主・自発的に社会貢献性の高い活動を行う団体のこと。

第3節 地域医療の拡充

人は誰でも安心して暮らしたいと願っています。これから人口減少時代に入り、超高齢化社会になるなど社会は大きく変化していきます。誰もが健康で不安なく暮らせることが大きなキーワードとして求められます。

池田町では、福祉の町として諸事業を進めています。社会福祉協議会と連携し、池田町全体で7つの地区福祉連絡会を立ち上げており、地域での見守り、独居老人・高齢者世帯などの支援、災害時における支援体制づくりなどを進め、更に地域のボランティアの育成・強化充実に努めます。

子育て支援についても、乳幼児対策支援、訪問型諸事業などきめ細かなサービスを行うなど、若い世代の子育てへの不安解消に努めます。池田町ふれ愛の家新築を機に支援機能充実等、障がい福祉施策拡充に努めます。

池田町は、医療機関が少なく、近隣の市町に頼らざるを得ない状況にあり、身近で安心して医療を受けられる環境をつくることが求められています。池田町として公共交通機関に近い場所に適地を求め、医療機関の誘致を進め池田町で開業促進できる環境づくりに努め、町内医療機関の支援体制強化、広域連携のネットワーク化を図り質の高い医療サービスの提供に努めます。

第4節 環境に対する意識の浸透

地球温暖化に代表される世界規模での環境対策が求められています。政府は温室効果ガス削減25%の数値目標を示しました。使い捨ての時代から、ものを大切に、再利用する時代へと移行し、出せばゴミになっても利用すれば資源として生まれ変わるといった意識の変革を更に進める必要があります。次の世代に継承するため池田町の自然豊かな環境を守り、緑を増やし、ゴミのない美しい環境づくりを醸成していきます。

まず、ゴミの減量化を進めるため、4R^{※1}(断る、減らす、再使用、再生利用)が重要で、住民への周知徹底を図り、更にNPOの組織化、支援等進めます。循環型社会を形成するため、ゴミを出さない分別化を一層進めます。また自然エネルギー^{※2}(太陽光発電)など活用に努めます。池田山の緑を守るため広葉樹^{※3}、実のなる木の植栽など行い、CO₂の吸収効果と動物と共生できる森づくりと併せて、災害に強い山づくりを進めます。排気ガス削減のため、養老鉄道利用促進を図り、池田町まちづくり条例の充実とこれに則したまちづくりを進めます。

第5節 観光交流と地域産業の進展

人口減少時代に入り、地域での消費も下がっていくと予想されます。このため消費人口を増すためには、地域資源の発掘と既存資源の有効活用、PRを行い、人を呼び込むことが必要です。国においては観光立国として外国人観光客を2,500万人にする方針が出され、岐阜県においても観光立県として、国内外から岐阜県にきてもらえるよう体制作り(平成30年7,200万人目標)が進められています。

池田町においても、多くの観光資源を有し、特に池田温泉と池田山は特筆するものと考えます。これら資源を中心として、梅谷片山トンネルの開通を機に観光交流の拠点づくり基盤整備を進め、点から線、更に面と発展させ、郡内、西濃への広域観光ネットワークを広げ、池田町の魅力をアピールし、人と物の流れを起し流入を図り、活力を創造させることに努めます。

同時に、農業の振興と特産物の発掘に進展できるよう、生産意欲のある農業従事者の育成を図ります。また、遊休地、耕作放棄地、鳥獣被害の解消に努め、有機野菜、減農薬野菜など農産物の産地化へ向けた取り組みを進め、地産地消と合わせ農業所得向上のため、高齢者の生きがい作り、担い手農家の育成に努めます。これからの時代は健康も大きなキーワードになります。池田温泉、池田山の自然と緑、健康農業、安全野菜と組み合わせた新たな観光産業の創造に努めます。

第6節 人づくりと教育環境の充実

少子化、核家族化などが進み、地域家庭での連帯感、人のつながり、地域での支え合いが薄れています。個人の家庭での子育て環境の大きな変化によって、自制心、思いやりといった、精神面の未熟さが見られる状況等もあり、軽犯罪も含め犯罪件数の増加とともに凶悪化してきています。

池田町では、「まちづくりは、人づくり」を基本に据え、学校、地域および公民館を拠点として学校教育、生涯教育を進め、福祉施策の中でも地区ごとに地区福祉連絡会を立ち上げ、全町民挙げて連帯意識の醸成を進めています。

百年先を見据えてこれからは、心の教育(相手を思いやる心と感動する心を育てるための教育)も大切であると考えます。このため幼児から中学まで一貫した目標を持ち、先生と子どもがしっかり向き合い、相互信頼が構築できる体制づくりに努め、その環境整備として、道徳教育の実施、30人学級の拡大、特別支援学級^{※1}、不登校対策等、学力向上など進め、教育立町の池田を目指します。

保育・教育施設の整備促進を図り、安心して過ごせるよう、耐震補強工事を進めます。またスポーツ・文化部活動を通じて人間形成を図れるよう環境づくりに努め、子どもたちを犯罪から守り、巻き込まれないよう、青少年健全育成に努めます。

※1 ゴミ減量策の代表的な4点について、その頭文字(R=R)を取って、4Rと呼ぶ。断る(リフューズ)、減らす(リデュース)、再使用(リユース)再生利用(リサイクル)。
 ※2 政策的には、技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なものと定義されている。そのため、実用化段階に達した水力発電などや研究開発段階にある波力発電などは、自然エネルギーであっても新エネルギーには指定されていない。
 ※3 幅の広い葉を持つ樹木。常緑のものと落葉樹のものがあり、ナラ、ブナなどに代表される。

※1 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

第7節 健全財政の維持確保

高度成長、バブル期と呼ばれ毎年右肩上がりで伸びていた時代から大きく変化し、産業経済の低迷、不況の長期化等様々な要因から低成長期へ、更に人口減少を控え財政的には縮小期に入りました。その反面、高齢化社会を迎え、医療費は増化していくものと予想されます。また国における財政構造改革により、大幅な交付金の削減など地方財政は、大変厳しいものとなっています。

池田町における施設整備は一定水準に達していると考え、必要最小限度のインフラ整備（下水道等）維持補修、改築事業、基盤整備などを進めます。「入るを量りて、出ざるを制す」を基本に、企業誘致、未納対策を一層進め、既存の事業の必要性、投資効果を考慮し行財政改革を一層進めます。

国における財政健全化法^{※1}に照らし合わせ、その基準内とし、経常収支比率80%以下、実質公債費比率^{※2}16%以下、将来負担比率^{※3}150%以下、財政調整基金15億円を維持するよう努めます。

池田町政にも民間感覚を取り入れ、財務諸表作成に向け進めており、健全財政を目指し町政経営に努めます。

※1 地方自治体の財政破綻を早い段階で防止することを目的とした法律。

※2 地方債償還金等を指標化し、資金繰りの危険度を示す比率。早期健全化基準値25%。

※3 地方債残高など将来支払う見込みの負担等がどれだけあるかを指標化し、将来、財政運営を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率。早期健全化基準値350%。